

議事要旨

会合名：第6回 DX対応モデル契約見直し検討WG (WG2)

日時：2019年10月28日(金) 10:00~12:00

討議内容：

1. 論点に関する議論

- 1) 事務局よりモデル契約に付随するメッセージ案の主旨説明。WG内で意見照会し、次回議論する。
- 2) 事務局よりモデル契約で想定する開発について説明し、次のような議論(主なもの)があった。
 - 特徴づける項目は、モデル契約で想定する開発の内容を表す。現実には想定と異なる開発もあるので、それは解説する。モデル契約に合わせて記述し、これからの議論で必要に応じて更新する。(例：契約期間は無期限ではなく期限を更新する、組込み系システム等もあるのでクラウドに限定しない、等)
- 3) 委員より前提条件から外れる項目の対応について説明し、次のような議論(主なもの)があった。
 - 体制変更については解説書ではなく、契約書本体に盛り込んでもよい。
 - モデル契約は1チームが前提か？(先行事例かもしれないが周囲で複数チームも散見される)→想定は1チーム。複数チームの対応は解説する。ただし、大規模=複数チームとは限らない。
- 4) 専門委員他よりモデル契約試案について説明し、次のような議論(主なもの)があった。
 - ガイドライン(「進め方」)に今回のモデル契約で想定する役割分担の記述がある。ガイドラインには一般的で広い範囲をカバーできることだけ記述すると考えていたが、ここに書くのか？→開発標準のモデルとしては必要と考える。実際に使う時はテーラリングする。
 - モデル契約は三層構造にすることになっていたが、契約書本体に定義や進め方が入っている。本体に入りすぎると趣旨からずれる。本体、別紙、ガイドラインの役割分担の整理が必要では？→プラクティスは「進め方」に回した方がすっきりするが、法的レベルまで高めたい重要な事項は本体に記述した。「進め方」の定義を契約レベルに持ち上げると下位規範で上位規範が変わるので、ある程度契約の中で完結した方がよい。ただし、矛盾しないようにする必要はある。どこまで本体に取り込むかは、重要性の観点と変わり得るかという観点の両方からみる必要がある。
 - スクラムマスターは開発ベンダを代表するものではない。今のスキームでは開発チームの方がベンダの責任主体に近い。そこが従来(ウォーターフォール型)のプロジェクトマネージャとは違う。
 - 「進め方」を参照するというのは、参照して“決める”か“進める”か？例えばデイリースクラムはいつやるか等、実際には文書として残したりするのか？→今回の意図としては参照して“進める”の方。実際の開発では“ワーキングアグリーメント”を最初に決めて壁に貼る、共有のwikiに掲載する等している。
 - アジャイル開発の趣旨として、進捗にコミットするのは開発チーム。開発チームが混成の場合、(契約書上で)どちらの義務にするのかは難しい。
 - アジャイルに近づけば近づくほどチームは一体化し、その責任はユーザが持つのでトラブルにならない。トラブルはベンダが開発の主体でユーザは関与する程度の時。そこに対応するのが今回のモデル契約の趣旨ではないか？→今回のモデル契約は、(アジャイルを推進する)前向きな側面とトラブル時の側面と両方ある。両方カバーする契約の書き方は必要。切り分けが難しいが、総則的な規定の仕方もある。
 - プロダクトオーナー(P0)が責任を果たさないのは、プロダクトにコミットしない人がアサインされているケースで、改善要求が必要。ただ日本の会社では権限移譲が難しいので、社内調整も必要(試案に記述あり)。P0の責務は重要なので契約書に書いてもよい。バックログの決定だけでなく、ビジョンを示すこともP0の重要な役割。

以上